

第6回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和7年10月27日（月） 午後1時30分～午後2時21分
- 2 場 所 湯河原町役場 第2庁舎 3階 第1～第2会議室
- 3 出席者 農業委員 会長 外9名
出席を求めた農地利用最適化推進委員 3名
- 4 本日の議案は議事録に編集のとおりである
- 5 本日の書記は下記のとおりである
菊地照忠（事務局職員任免）

6 議 事

事務局長	皆さんこんにちは。定刻となりましたので第6回農業委員会の総会を開会させていただきたいと思います。 先日は、眺望ガーデンでの作業、ありがとうございました。 後ほど、報酬の手続きいたしますので、少々お待ちください。 それでは会長お願いいたします。
議長	皆さんこんにちは。なんか変な時期の秋の流れみたいなものがあって、ひんやりしていたんですが、これからみかん等の農作業の最盛期に入ると思います。お忙しいところご参加いただきましてありがとうございます。また先日の眺望ガーデンの菜の花の予定地の準備作業では、大勢参加していただきまして、ありがとうございました。明日、多分天気が良いと思うんですが、種をまく予定ですので、またご協力をよろしくお願いしたいと思います。それから、もう一点といいますか、あと数点、農地パトロールのことについては夏にやっていたいて、ちょっとお話ができなかったんですけど、大変ご苦労様でした。後で今年やったことについて、何かお気づきの点等があれば、またお聞かせいただければと思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。それから町の審議会等で、私が農業委員の代表として出ているものがいくつかあって、一つは、都市計画審議会があります。都市マスタープランという、計画を見直す時期に来ていまして、そのことについて議題としてやっているところです。これの内容は非公開なのでちょっとお話できないんですが、今後ですね、住民説明会だったり、パブリックコメント等もあると思いますので、またそのときに、皆さんのご意見等を出していただければと思います。 それからもう一つは、総合計画審議会があって、町の総合計画ですが、その実行計画の作成ということで私が参加しておりまして2回ほど会議を開催されております。会議は公開なんですけど今日、農業関係のところをちょっと皆さんにお渡ししようと思ったんですけど

	も事務局の方が出しちゃいかんというようなことを出して、会議は公開の会議ですけども、そういうことなのでちょっと資料を持って報告することはできないんでお許しいただきたいと思います。これも今後、パブリックコメント等がなされる予定ですので、またそのときにご意見等を出していただければと思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。 長くなりましたが、挨拶を以上といたしまして、本日の議事録署名委員でございますが、4番委員と5番委員2人をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。 それでは早速議案に移りたいと思います。 (1)の非農地証明願についてということで日程第1、議案第15号、宅地の非農地証明願についてを議題とします。 それでは事務局から説明をお願いします。
事務局	日程番号1、議案第15号、非農地証明願について説明いたします。 申請者は足柄下郡湯河原町[REDACTED]、[REDACTED]様です。 申請地は[REDACTED]でございます。台帳地目は畑、現況地目は宅地でございます。申請地は昭和61年2月以降、宅地に転用し、現在に至っています。農地区分はその他2種農地でございます。過去の経緯ですが、農地法第5条の申請許可済みの案件でした。譲受人は[REDACTED]様、譲渡人は[REDACTED]様、台帳地目は畑でした。転用目的は倉庫3棟です。許可年月日は昭和48年10月29日、許可番号は[REDACTED]でございます。転用目的は倉庫3棟、転用事実確認願については証明を出していません。 申請書の方に移ります。1ページ目の中段をご覧ください。昭和61年2月建築確認を取得後、建物を建築して倉庫として使用しています。先ほどの説明の中で、倉庫3棟を建築する目的でしたが、現存する倉庫は2棟しか建築していなかったのが、転用事実確認願証明を発行しなかった原因でございます。 2ページには公図、3ページおよび4ページは土地登記簿謄本が添付してあります。 続きまして5ページ、こちらは位置図です。申請地は、黄金松農道沿いの五郎神社から幕山方面に上り、有限会社丸仁土木の資材置き場の隣接地となります。 申請人は、有限会社丸仁土木の前の代表から本申請地を譲り受けていました。続きまして6ページ経過書でございます。先ほどの説明のとおりです。 7ページから9ページにつきましては、現地写真および航空写真です。8ページ、横に見まして、左下写真のカーブミラーの右隣の白い建物と左上写真の波トタン外壁の建物が、申請地の現状に残っている2棟でございます。 10ページは委任状です。審議の方をお願いします。
議長	はい、それではこの件について、現地調査をされた4番委員から、状況報告をお願いします。

4 番	この非農地証明の案件につきましては、去る 10 月 24 日、3 番委員と第 2 区域委員と私の 3 名で現地を確認させていただきました。位置につきましては、先ほど事務局から説明のとおり黄金松農道の丸仁土木の資材置き場または竹栄会の隣ということで、写真のとおりもうすでに建物建っておりますので、それを農地というのはちょっと無理があるということで非農地証明が妥当かと思われます。よろしくご審議をお願いします。
議長	はい。ご苦労様でした。 それではこの件について何かご質問ご意見のある方はお願いします。 よろしいですか。意見ないですか。それでは意見がないようですのでこの件について採決を取りたいと思います。 日程第 1、議案第 15 号、非農地証明願について、非農地証明を出すことについて賛成をされる方は挙手をお願いします。 はいありがとうございます。 全員賛成ということで非農地証明を発行することに決定いたしました。 続いて(2)農地法第 5 条の規定による許可申請書審議についてということで日程第 2 議案第 16 号自己住宅についてを議題とします。 それでは事務局より説明をお願いします。
事務局	日程番号 2、議案第 16 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。先日、農地転用の説明の 4 条、5 条の話をさせていただきました。初めての 5 条の申請になるかと思いますので、皆様、確認及び審議のほどをよろしくお願いします。 譲受人は、足柄下郡湯河原町[REDACTED]、[REDACTED]様、譲渡人は[REDACTED]、[REDACTED]様です。 申請地は、[REDACTED]、台帳地目が田、現況地目が畑、72 m²と同字 681 番 2、台帳地目は田、現況地目が畑の 148 m²、合計 220 m²でございます。 転用の目的および概要は、自己住宅、譲受人は町内の賃貸マンションに居住していますが、緑の木々が残る自然環境と申請地周に知人が多数居住しているため、申請人が子育てしながら居住する希望条件が整った当該地に自己住宅を建築するものでございます。農地区分は第 3 種農地です。申請書に移ります。 2 ページから 7 ページまでが譲渡人の資料でございます。 土地登記簿謄本での所有者の住所変更登記が完了していないため、これら住所の遍歴を添付したものでございます。 8 ページは、譲受人の資料でございます。 9 ページおよび 10 ページは土地登記簿謄本です。こちらの甲区欄をご覧ください。先ほど説明しました所有者住所が、申請者と異なっております。11 ページ及び 12 ページは、地図でございます。12 ページの真ん中を横断しておりますのは、JR 東海道新幹線でございます。水色は新崎川です。申請地は新幹線ガードを越え、五郎神社へ抜ける道路に接しています。

	13 ページは、公図です。14 ページは、配置図で、15 及び 16 ページは平屋建ての平面図、立面図です。17 ページ、18 ページは上水道下水道の関係で、19 ページから誓約書、理由書、経過説明及び誓約書並びに 22 から 24 ページは、譲受人が現在の賃貸借契約書関連の資料を添付してございます。25 ページは事業計画書になります。こちらの真ん中、5 必要経費のところに (2) 資金調達計画と書いてありますけど自己手持ち資金と借入金の併用で申請するもので、こちらについては、27 ページ、28 ページにそれぞれの金融機関等からの証明書類で、29 ページから 34 ページまでは、工程表及び仕様書でございます。 なお、35 ページには、隣接地の農地所有者から農地転用に係る承諾書をいただいております。36 ページは、現地の写真となります。37、38 ページにつきましては委任状でございます。 ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	はい。それではこの件について現地調査をされた 4 番委員より報告をお願いします。
4 番	この件につきましては、去る 10 月 24 日 3 番委員、第 2 区域委員、私と 3 名で現地を確認してございます。 位置につきましては先ほど事務局が申し上げた 12 ページですか、東海道新幹線のガードをくぐりまして、昔でいう旧道の部分であります大体 200m のところでございます。 現況につきましては 36 ページですね畑の写真があります。 この辺につきましては、特に皆さん、手入れもされておられないので、許可相当が妥当かというふうな判断をしております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議長	はい。この件について何か皆様からご質問ご意見のある方をお願いしたいと思います。 私から質問。この申請者は譲受人、譲渡人、それぞれ印鑑登録証明書がついているんですけど、例えば申請書の 1 ページ目、この実印が必要な個所って、どこなんですか。判子も押してないんですけども。
事務局	許可権限のあります県に確認したところ、押印不要ということです。
議長	では、なぜその印鑑登録証明書つけているんですか。
事務局	印鑑証明書の提出は不要でございますけれども、本人たちの意思を尊重し、提出されたもので添付しております。
議長	わかりました。ちょっと話が戻るんですが、県で実印が不要ですよということですが、この申請書で、表紙のところは署名でなくて記名がされているわけです。そこは、例えば押印は要らないけれども署名が必要ですか、そういうことではないんですね、県の方で言ってるのは。

事務局	今、議長が質問された件につきましては、署名でも、こちらの申請書に記載されている通り、機械打ちでも構わないということです。
議長	こういったワープロのようなもので記名されていても構わないと、判子もいらないということですね。わかりました。
事務局	皆様、お手元の資料の、最後の 37 あるいは 38 ページのどちらでも構いませんが、こちらの下段のところ、委任事項ということで、本人が申請代理人の■■■■様に対して次の内容を委任することで読ませていただきます。 上記記載の申請対象地の農地法第 5 条第 1 項の申請、補正および受理手続きの一切を委任します。委任者たる転用実行行為者は、代理人が作成した転用許可申請書の記載事項を了解しました。 こちらの委任者たる事項につきましては、申請のたびに、県の方から指示事項があり、この記載を必ず入れて、代理人が責任を持って申請から許可を受けるまでを履行するということです。
議長	そういうところ受任した■■■■さん。両者から委任を受けた代理人っていうのは、例えば役場の事務所に来ているいろいろ手続きとか何かされると思うんですけど、その書類上、何かこの人が書類を作成したのかわかりませんけれども、それで名前出てこない。これ出ているのかもしれないんですけども、代理人たる■■■■さんね、お 2 人から委託を受けている代理人の■■■■さんは、役場に手続きするために訪れたりされると思うんですけども、これの申請書類上は■■■■さんが代理人ということで作った、書いたっていう部分はない、ということですね。
事務長	全ての書類については■■■■さんが責任を持って対応し、何か事が起きた場合を含めて、■■■■さんが当事者をもって対応することのことでございます。記載事項のもれ、記載の補填、申請書の不備、添付書類のなし、許可を受けるまでの過程等を許可書が発行された後、本人に渡すまでについては、■■■■さんが対応するということです。
議長	書類上、代理人誰々っていうところは出てこないわけですね申請書の書類
事務局	おっしゃるとおりです。
議長	わかりました。私の質問は以上です。何か皆様の方からご質問ご意見等あればお願いをします。 よろしいですか。 意見ご質問等が無い様ですので、採決に移りたいと思います。 日程第 2、議案第 16 号、住宅、農地法第 5 条の規定による許可申請について、許可相当と思われる方は、挙手をお願いします。 ありがとうございました全員挙手ということで許可相当として、県に進達をいたします。議案は以上でございます。 その他に移りたいと思います。 それでは(1)神奈川県農業委員会活動推進大会について、事務局から説明をお願いします。

事務局

その他(1)神奈川県農業委員会活動推進大会、何度も総会の席でお話させていただきましたけれども、開催日11月6日でございます。当日は、役場入口駐車場に8時50分までお越しいただき、町のマイクロバスで出発いたします。現地の方につきましては1時開始になりますけれども、その前にお昼等の場所を用意させていただきます。今年度から、神奈川県農業会議からお弁当の負担金をいただくことができなくなりましたので、各自お昼は場所の提供を受けましたので、そちらでお願いします。

お手元ですね。第1号議案、第2号議案、第3号議案をホチキス止めしてありますが、こちらは当日、議案ということで提出される予定です。なお、出席確認の際に同封させていただきましたものでございます。後ほど意見質問、何かあるようでしたら皆様にお諮りいただけたらと思います。

文章の方を読ませていただきますのでよろしくお願いします。

第1号議案地域計画の着実な実行に関する要望

令和5年4月に施行された「改正農業経営基盤強化推進法」により、人・農地プランが法定化され、市町村は、地域の話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定が義務づけられました。

今年の7月末にまでに、県内では、29市町、100地区で地域計画が策定されましたが、国の調査結果によると、対象農地1万ヘクタールに対し、約48%で後継者が未定となっており、担い手の確保が課題となっています。

この計画は一度作成して終わりではなく、地域農業の実態に応じて随時更新し、完成度を高めていくことが重要となります。

地域計画の実現に向けた取組みは、農地の集積・集約を図り、農業者の経営の安定と将来にわたる農地の確保に大きく貢献すると期待されており、着実な実行が求められています。

また、農地の貸し手と借り手を繋ぐ農地中間管理機構は、地域計画を実現する手段として重要な役割を果たしており、その活用を進めることが重要です。

このため、県は次の事項について取り組むよう強く要望します。

1 地域計画と農地中間管理機構の一層の周知について

地域計画は、地域の農業の将来のあり方を示し、農地を次世代へ引継いでいくために策定された。

そのため、地域の農業者全員に関係する計画であり、その実現のためには、農業者だけではなく、土地持ち非農家や不在地主などへの周知が重要である。

地域計画や農地中間管理機構の制度や仕組みについては、まだ十分に理解されているとは言えず、地域計画を着実に実行するため、地域の農業者へ協議の場への参加を促すとともに、県は県民に対し、広く周知をすること。

2 担い手不足地域への支援について地域計画において

後継者が未定となっている地域へ、関係機関が連携して、新規就農希望者や農業参入希望企業等の情報を共有する体制を構築すること。

併せて、新規就農希望者や、農業参入希望企業等に研修及び基盤整備

や施設導入時の補助など必要な支援を充実すること。

3 農地中間管理機構の体制強化について

地域計画の実現に向けて、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化が不可欠であることが、法改正により、これまでの市町村の相対による貸し借りが農地中間管理機構を通じた貸し借りに一本化されたため、今年度の4月から事務負担が大幅に増加している。

このため、農地中間管理機構の事業を円滑に推進するため、体制強化に係る財政的支援を強化すること。

第2号議案 農地の確保と担い手の育成に関する要望

国では令和6年6月に「食料・農業・農村基本法」及び「農業振興地域の整備に関する法律」を改正し、食料安全保障の根幹は、人と農地の確保であり、農地の総量確保と適正利用のための措置を強化するとして農地制度の見直しを行いました。

これらの法改正を受けて、それぞれ今年度の4月に「食料・農業・農村基本計画」、6月に「農用地等の確保等に関する基本指針」が策定されました。

その中で、農地の総量確保の措置として、農振法上での目標面積の設定や、農用地区域の変更に係る国の関与強化が厳格化されました。今後、国の基本指針を踏まえ、県では「農業振興地域整備基本方針」を変更し、令和17年度の「農用地区域内において確保すべき農用地の目標面積」を設定することになります。

また、近年、農地の適正利用を推進する上で、所有者不明農地や土地持ち非農家等が所有する農地の荒廃化の増加が大きな課題となっており、その対策が求められています。

さらに、県内でも農業者の高齢化や減少が進み、担い手不足による農地の荒廃化が拡大し、農地が適切に利用されなくなる懸念が一層深刻になっています。

このため、県は次の事項について取り組むよう強く要望します。

1 確保すべき農用地の目標面積について

国から示された「面積目標の設定の基準」では、これまでの趨勢に加え、農用地区域への編入促進、「荒廃農地の発生防止・解消」などの面積を考慮することとなっている。県では目標面積の設定にあたっては、これらの各施策の効果を適切に評価し、現時点の実績を踏まえ、地域の実情に十分配慮すること。

2 所有者不明農地対策について

所有者不明農地の解消には、農業委員会が行う相続人の探索など、広域的な相談対応や利用調整が必要となる。

このための支援事業の創設を国へ働きかけること。

また、担い手等が荒廃農地を借り受ける際に、その復旧費用を補助する「荒廃農地復旧流動化推進事業」の補償額の上限の拡大など実効性のある施策を検討、実施すること。

3 担い手の確保について

農地を適正に利用するためには、地域農業の中心となる担い手である認定農業者や認定新規就農者などの規模拡大を促進するとともに、中小・家族経営や兼業農家、定年後就農を含めた多様な担い手の育成・確保が重要である。

	このため、令和4年度より県に設置された「農業経営・就農支援センター」で行っている相談対応や情報提供、研修の実施等のサポートなどの事業を充実させることを通じて、多様な担い手の育成・確保に向けて積極的に取り組むこと。 第3号議案 農業委員会の活動推進強化に関する申し合わせ われわれ農業委員会組織は、土地と人対策を通じて農地利用の最適化の推進に努めているところです。 令和5年4月に施行された「改正農業経営基盤強化促進法」では、農業委員会は、農業者の意向等の情報を勘案して関係者の協力を踏まえ、同法に位置づけられた地域計画の策定に向け、目標地図の素案を作成し、討議の場への参加やその調整に当たり、県内では29市町100地区で地域計画が作成策定されました。 これからは、策定された地域計画の実行に向けた取り組みが重要であり、地域農業の発展に農業委員会組織が果たす役割は益々重要なものになっています。 このため、農業委員会及び農業委員、農地利用最適化推進委員が緊密な連携のもと、農業委員会組織に課せられた役割を果たすべく、以下の取り組みについて申し合わせを行うものとします。 1 農業委員会活動・業務の着実な推進について (1) 農地法や農業経営基盤強化促進法をはじめとする農地制度について、農業委員会ネットワーク機構及び関係機関と連携し、制度の趣旨に沿った適正な運用を図り、農地の確保と有効利用に努める。 (2) 農業委員・農地利用最適化推進委員による現場活動を徹底することで、積極的に農地所有者の意向を把握するなど、地域の利用調整の取り組みを強化し、農地利用の最適化を進める。 (3) 地域計画の実行に向け、農業委員・農地利用最適化推進委員は、地域の話し合いの場に積極的に参加するとともに、現場の課題を幅広く汲み上げ、農業委員会法第38条の「意見の提出」による政策提案を行う。 (4) 食料の安全保障強化に向けた「食料・農業・農村基本法」改正に伴う農地制度の見直しの趣旨を踏まえ、人と農地の確保に向けた取り組みを強化し、現場活動を行う。 2 農業委員会の事務局体制の強化について 多様化する農業委員会の役割を着実に実施するため、必要な人員や予算の確保等、事務局体制の強化に向けた働きかけを、市町村長及び市町村議会議長等へ積極的に行うとともに、「農地利用最適化交付金」や「農業委員会交付金」等の活用により、農業委員会サポートシステムの運用をはじめ、必要な取り組みの強化を図る。 以上です。
議長	説明がありました。 この1号議案から3号議案までについては、皆様に事前に資料を渡し、大会の当日に、これの質疑ということで、意見があれば今日までに出してください。質問質疑等は事前通告制なので、当日いきなり言っても聞いてもらえませんので、先に出してくださいということです。事務局から送付をさせていただいたんですが、何かありますか。もし、質疑したいという方がいらっしゃれば、事務局の方にその旨申

	し出ていただきたいと思います。 いいですか。 今日だね、出さないと。事務的に日数的に締め切りがあるからね。 無理だよ。 今日中に、この会議終わってからでもいいから今日中、今日の夕方までに紙に書いて、質疑したいよということであれば、申し出ていただきたいと思います。 事務局は、よろしいですか。
事務局	今日お帰りの際に立ち寄っていただいて、出していただければ事務局の方で提出いたします。もしないようでしたら、この場をもちまして、湯河原町はなしとさせていただきます。
議長	出される方いらっしゃいますか。 出し方は、直接事務局にということですので、出せる方はちょっと事前に出す予定ですよってということで、よろしいですね。 予定なさそう。
事務局長	質問があった場合、その方が横浜のステージにおいて質問有という感じでしたっけ。
議長	そうです。 その用紙を先に事務局へ送ってください。当日その用紙というか、その場で会議のホールに発言者の席があると思うんですが、事前通告がなければ、席をつくらないかも知れないですけども、そこで本人がもう1回といいますか、質疑をしてもらおうと、それについて、当局側といいますか農業会議の理事者側が、この議題についてこの回答してやり取りをするということです。よろしいですか。 なし、ということではよろしいですか。 はい、わかりました。はいこれについては以上としたいと思います。 その他、役場の方からは。
事務局	資料のカラー刷りであるもの、黄色の資料で2025年度、認定農業者等経営セミナー情報交流会のご案内と、水色で神奈川県農業経営・就農センターの無料経営相談会の開催と最後資料なんですけど白色の農業経営の改善に向けた相談事業です。記載のとおり、セミナー等がございます。期日等につきましても、チラシのとおりでありますので、直接、FAX等で送っていただき、参加したい旨を伝えていただけたらと思います。また、農業者のお知り合いの方にこういうセミナーがあるとか、最後の白いチラシですけど、農業経営の改善に向けた相談に専門家を派遣しますということがありますので、こちらにつきましても、もし興味等、相談等で、必要であるということでしたら直接、農業会議に申し込みをしていただければと思います。 あと、明日ですが、菜の花の種まきでございますけれども、当初ご参加いただけたという方から明日のご都合が悪い方、職務代理からお聞きしましたけれども、もし、ご出席可能な方がいらっしゃれば。5番委員は参加でよろしいですか。

5 番	多分ちょっと遅れるけどいいですか。ちょっとお客様の都合でちょっとずれるけど、行くは行きます。
事務局	6 番委員、7 番委員、8 番委員、9 番委員、会長、第 1 区域推進委員、第 2 区域推進委員がご参加できるということでございます。 時間の方につきましては、吉小の方に確認しましたら、10 時 45 分頃到着予定ということで 11 時に種まきの前の挨拶等の開始をし、菜の花会の方も 10 時半までに来てくださいというお話をさせていただいております。 当農業委員会につきましては、10 時半頃、今までもちょっと早めに来ていただいて、作業はあったんですけども、前回の草寄せ等をしていただいたので、ほぼ終わっています。あまり早くお越しいただいてもと思いますので、菜の花会の 10 時半と同じ時間に、今、申し上げた方は、現地にお越しいただければと思います。車につきましては、上の農道に停めていただくようお願いします。正味大体 1 時間ぐらいで、種まきの対応していただければと思います。 以上です。
議長	はい。ということで、菜の花の種まきは 10 時半に集合。農業委員は 10 時半に集合で、子供たちは 45 分に到着して 11 時から種まき開始して、終わるのが 12 時ぐらい。
事務局	11 時半までに吉小の生徒が帰らなければいけないということがございますので、それをもって終わりにさせていただきます。
議長	子供たちが種まくところと、それでまた全部まくわけじゃないじゃないですか。それ以外のところ自然に発芽をするところもあったり、あるいは子供が種まかないけども耕運したとこってあるんだよね。そこ種まきしなければいけないわけですよね。
事務局長	種は、全面的にまきたいと思います。
議長	だから 11 時半に子供を返してその後だから、農業委員で残ってもらって種をまくと
事務局長	いつも事前にやっています。
議長	だけど今回だと無理でしょ。10 時半に集合で、子供が 10 時 45 分に到着だと 15 分では種まく作業はちょっと難しいんじゃないか。
事務局長	去年も菜の花会さんが集まってからやることなく、種をまいていますので、間に合うと思います。
議長	はい。じゃあ先に蒔くのね。子供が来る前にね。はい、わかりました。

事務局	中央のところにつきましては、小屋があるところのその隣から左、16ぐらいに分けて、吉小の生徒に入っていただき、参加する農業委員さんについては、手元をいっしょにやっていただきます。 今、会長が言われたのは、両サイド、東京側とですね、城堀側の方につきましては、チェックをしてないところがございますので、そちらについては、まきたいということです。
議長	わかりました。この件について何かご質問はありますか。初めての方もいらっしゃるでしょうから。何かあればよろしいですか。 種まきの作業できる格好で来てください。ほかに何か持ってくるものないもんね。体と服装は農作業できるような格好で来てもらえば特にあの用意するものはありません。出席お願いをします。これよろしいですか。 役場からは以上ですか。 あと前回お願いをしておいた非農地証明の関係で、非農地証明を発行する条件なりその取り扱いについて、特に条件については紙で出してくださいと言ったのは、報告がないんですが、それはいかがですか。
事務局	すいません。ちょっと忘れてしまいました。次回、ご用意させていただきます。
議長	次回ってということで。もう一点、最初、私の挨拶の中で申し上げた農地パトロールについて、何か皆さん実際にやってみて、特に初めての方、次年度に向けて意見等があればお願いをしたいと思いますけどもどうですか。やってみて。特に初めて取り組んでいただいた方、なかなか初めての場所がわかりにくくてね。ちょっと大変で、だんだん慣れてくと思うんですが、どうですか。
1 番委員	暑いのと、わからないと、多分初めてだよ。それで大変だと思いますよ。
議長	やっぱりやってみると、筆1枚全部均一に、例えば、耕作放棄されていれば、わりと判断しやすいんですけど、一筆の中で手前はちゃんとやっているんだけど、奥の方が荒れていて草がすごかったり木なんか入っちゃっているんです、といった1枚が同じような状況じゃない場合なんかが、あったりするんですけどね、場所もわかんなかったりね。なかなかそういう状況では判断が厳しかったりするんですけど、どうですか。やってみて、感想とか。 いいですか。 これ大体夏ぐらいにやっているじゃないですか。夏は暑いから、特に最近暑くて熱中症等の危険もあってね、もっと調査時期を遅らせてくれないかと。ということで実際にやっているのがもっと遅い市もあるみたいなんですよ。10月ぐらいにうちのほうはやってるよ、なんということで。ただ国が、何月までにだか言ってんだけど、遅らせてほしいという要望が聞かれるんですよ。それはどうですか、皆さん。やっていて。暑いから真昼間は大変。

1 番委員	ちょっとこれって県でさ、いつまでという期日っていうのは決まっているんですか。
事務局	全国的には8月に実施すると決めています。
議長	報告を県とかどっかにね、こうやりましたとか、その後のいろんな役場の作業等もあったりして、地主さんにね、いろいろ確認をしたりすることもあるでしょ。そういうのを考えていくと、やっぱりこの今の8月ぐらいにやるっていうのが良いんですか。それとも他の作業もどんどん遅れていいよって言うんだったら、そういうことを考えられるのか。あるいは皆さん、やっぱり秋になってくるとね、農家も忙しくなってきたりして。8月のこのくらいなんか暑いけども、もっとやっちゃった方がいいかなと、いろいろ考えるんじゃないかと思うんですよ。どうですか、こんな忙しいときにね、これをやるのは大変なんで農家の人多分ね、特にみかんなんかやってる人は10月、まだ本格的じゃないけれども。
1 番	ただあんまり遅くなるとね、やっぱり大変になっちゃうんだよ。いろいろ自分の家業もあるし。それで、かと言って暑いときも、多分1週間2週間かかると思うんです、全部まわるのにね。それにいっぺんにはできないと思うんですよ。だから自分が決めて朝早くやるかね、夕方からやるか。日中はたぶんできないと思いますよ、暑くてまいっちゃいますよね。そこはスケジュールを自分で立ててって思うんですよ。 これは難しいとこだね。遅らせたからいいっていうものじゃないんですよ。時期をね。
議長	でも時期何月までっていうのはその中で自分で何月の第何週ぐらいまでにやろうかなとか。思いますけど。
1 番	今日は涼しいからやるか、というふうに考えてやっていると思いますよ。
議長	時期が変わってもね、やれる時間はそんな変わらない、同じようなものだからね、時間的には。ただ暑さとあるいは自分の作業とね、仕事との兼ね合いで、いつ頃が本当はやりやすいとかあるんじゃないかなと。よろしいですか。現行のままで特に。
1 番	大根蒔かなきゃいけないんだ。遅らせると、大変ですよ。
議長	よろしいですか。 また引き続き来年もよろしくお願いいたします。 皆様の方には何かありますか。何かこの際に、はい。 ではないようですので、以上をもちまして第6回の農業委員会総会を閉会とさせていただきます。どうもご苦労さまでした。

	湯河原町農業委員会
	議長（会長）
	議事録署名人
	4 番 柏 木 敏 明
	5 番 荻 谷 和 彦